

小牧市水道事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する
規程をここに公布する。

令和6年3月27日

小牧市水道事業

小牧市長 山下 史守朗

小牧市水道事業管理規程第2号

小牧市水道事業会計年度任用職員の給与に関する規程の一部
を改正する規程

小牧市水道事業会計年度任用職員の給与に関する規程（令和２年小牧市水道事業管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項を削る。

第１２条を第１３条とし、第１１条の次に次の１条を加える。

（勤勉手当）

第１２条 職員の勤勉手当については、条例の適用を受ける職員の勤勉手当の例による。

別表を削る。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。